

別表(第5条関係)

豊富町セミナーハウス使用料金表

区分		使用料/一人1泊(円)		
1	少年の団体及び指導者	610		
2	小中学生の団体及び引率者	610		
3	高校生・大学生等の団体及び引率者	920		
4	その他の団体	1,540		
5	日帰りの団体	29人以下	中学生以下	3,080
			高校生以上	6,170
		30人以上	中学生以下	4,620
			高校生以上	9,250

備考1 冬期間(11月～4月)暖房使用時の使用料金は、規定使用料金(合計料金)の3割増しとする。

- 2 団体とは10名以上をいう。
- 3 宿泊の場合、上記のほかに部屋室使用料として1室@1,020(指導員室は1室@510)を別途徴尚、室料は減免対象外とする。
- 4 日帰り使用は午後9時までとし、それ以降使用する場合は宿泊料金を適用する。
- 5 合計金額の10円未満端数は切り捨てる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。